

一般社団法人 J P T E C 協議会 定款施行規則第 1 0 条

「登録の有効期間の特例」

代表理事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の決定を経て、J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者の登録の有効期間を延長することができる。

※定款施行規則第 1 0 条の「理事会の決定」に関する内規

規則第 1 0 条に掲げる「理事会の決定」に当るものとして、次の 5 か条を定める。

(平成 20 年 5 月 24 日理事会承認)

(1) J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者がコースにおいて指導を担当するときに、天災地変の事由により当該コースが開催されなかった場合又は当該コースが途中で中止となった場合は、当該事由が発生した日から起算して 6 か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(2) J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者が、妊娠、出産又は育児のためにコースに参加できなかった場合は、当該事由が消滅した日から起算して 6 か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(3) J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者が、病気療養のためコースに参加できなかった場合は、当該事由が消滅した日から起算して 6 か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(4) J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者が、留学または長期海外出張のためコースに参加できなかった場合は、当該事由が消滅した日から起算して 6 か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(5) J P T E C インストラクターの資格を有する者、J P T E C プレインストラクターの登録を受けている者又は J P T E C プロバイダーの資格を有する者が、上記以外の事由でコースに参加できなかった場合は、当該事由について連絡調整委員会で決議し、必要があれば本規定に加えることができる。

以上